

目黒区立下目黒小学校「いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの学級にもどの児童にも起こり得るという認識のもと、全職員が、日常的にいじめ防止等に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、いじめの早期発見及び早期対応等を基本として、保護者、地域及び関係機関との連携を図り、組織的にいじめの防止等に取り組む。いじめ防止については、いじめられた児童の心に寄り添った対応を第一に考えて取り組む。また、加害側の児童に対しても指導を確実に行う。いじめに至った要因を聞き取り、スクールカウンセラーの対応を含めて相談を行うなど、組織的に粘り強い指導を実施する。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月 第2条）

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。か
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめの防止等のための組織

学校内において、いじめ防止等の組織的な取組を推進するために「いじめ対策委員会」を置く。

この組織を中心として、全職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ問題に関わる対策を行う。

○構成

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー

○役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び具体的な計画の作成
- ・いじめ問題にかかる校内研修の企画
- ・いじめ問題に関する実態把握・情報収集
- ・いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定
- ・いじめ事案に関する事実関係の調査
- ・いじめの再発防止に向けた取組の実施

また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

○構成

警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生・児童委員、学校医

○役割

- ・いじめの未然防止にかかる情報の共有
- ・いじめの未然防止に関する研修の協力
- ・いじめが発生した際の早期対応
- ・いじめの重大事態への対応
- ・いじめの再発防止に関する組織的対応

3 いじめの未然防止

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・40分間の授業を確実に実施し、授業規律を徹底して基礎・基本の定着を図る。授業改善プランを基に、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。
- ・ペアやグループなどの小集団学習により、コミュニケーション能力の育成を図り、児童の関わり合いや認め合いを大切にした授業づくりを行う。
- ・係や当番、清掃等の班活動や縦割り班活動の充実、児童会によるあいさつ運動等により、自己有用感を高め、互いに理解し合える集団づくりを行う。
- ・中学校と連携した「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」(5年生参加)を進める。また、実施後は、参加学年が全校児童への報告を行うなど、いじめについて児童が主体的に考える活動の充実を図る。

(2) 教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動の推進を図り、豊かな情操や道徳心を培い、心の通い合う人間関係をつくる。

- ・人権教育を推進し、自分も他者も大切にし、認め合って行動する児童を育成する。
人権啓発標語、人権擁護委員による「いじめ防止プログラム」、友達のキラリ発見、人権講話 等
- ・年間35時間の道徳の時間を確実に行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域に向けて、道徳教育の取組について公開する。
- ・図書ボランティアによる読み聞かせや朝読書、読書活動の推進により、豊かな情操を育むとともに心の安定を図る。
- ・生活科や総合的な学習の時間を中心として、福祉体験、ビオトープを活用した学習、地域・保護者の協力による体験学習の充実を図り、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる心を育む。

(3) いじめ問題に係る教員の資質向上を図る。

- ・「目黒区立学校人権感覚セルフチェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した自己点検や校内研修を行う。
- ・特別支援委員会、特別支援教育全体会・分科会等でいじめ問題に係る内容について積極的に共通理解を図る。

(4) 保護者・地域等、児童を取り巻く大人同士が連携して児童を見守るとともに、いじめ問題について共通認識を図る。

- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室等で、いじめの未然防止について意見交換を図る機会を設ける。
- ・PTA役員会や住区住民会議等の場で、個人情報の適正な扱いに十分留意し、情報交換・情報共有を行う。

4 いじめの早期発見

(1) アンケートの実施

いじめに関する年3回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を実施し、いじめの実態を把握する。いじめやいじめにつながる内容について、速やかに管理職に報告する。

(2) 個人面談の実施

児童と担任やスクールカウンセラーとの個人面談を行い、表情を見ながら児童の状況を把握する。

(3) 児童の観察

管理職、スクールカウンセラー等による学級観察を行い、複数の職員で学級を支援し、児童の示す小さな変化やサインを見逃さないよう、複層的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止・早期発見につなげる。

(4) 保護者への説明と相談体制

保護者会や学校だより等により、いじめに対する学校の取組やスクールカウンセラーの紹介を行い、いじめ問題への取組についての理解を図る。また、スクールカウンセラーや教員による個別の保護者相談を行う。

(5) 区民センター児童館、学童保育クラブ及びランランひろばとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、区民センター児童館、学童保育クラブ及びランランひろばに対し、児童の活動でいじめが疑われる場合は、速やかな情報の提供を依頼する。

5 いじめへの早期対応

- (1) いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聞き取り、継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聞き取り、課題や悩みを理解する等の配慮をしつつ、いじめは絶対にしてはならない行為であり二度と繰り返してはならないという毅然とした指導を、職員の共通理解・保護者の協力・関係機関等との連携により行うとともに、継続的な指導・支援を行う。
- (2) いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命・身体または金銭的に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、被害児童を守るための適切な指導・支援を行うとともに、被害児童及び保護者の意向に配慮し、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- (3) 個別アンケート等を通じて把握した情報に基づいて、いじめ対策委員会を中心に、いじめの解決に向けた対応方針を決定し学校全体で共有して、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、まわりの児童へのケア等を職員の役割分担を明確にして取り組む。
- (4) 把握したいじめの情報について、「いじめに関する児童等の記録（個票）」を作成し、学校全

体で共有するとともに教育委員会へ提出し、情報共有を図る。

- (5) いじめは簡単には解決しないことを認識し、被害児童への定期的なカウンセリング等を通して指導後も十分に様子を見守る。また、いじめを行った児童についても様子を十分把握し続けて、二次的ないじめの発生やいじめの陰湿化を防ぐ。

6 特別な支援を必要とする児童への配慮

(1) 担任と特別支援教室担任との連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での言動や表情の変化等について情報を交換・共有する。また、個別指導計画の内容やそれぞれの学級での指導方針を共有する。

(2) 支援員等による見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会・帰りの会等の時間帯について、支援員等複数の職員で見守る体制づくりを行う。

(3) 情報の共有

生活指導午後会や校内委員会、教育相談部会等において当該児童に係る情報を共有する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 児童のメールやL I N E、S N S等のメディア利用については、特定の個人同士や閉じられた人間関係の中で安易に情報の発信や交換・共有ができる点、また高度の流通性、発信者の匿名性等、その特殊性による危険性やトラブルについて最新の動向を把握して、情報モラル教育を実施する。児童・保護者・地域への啓発に努め、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を図る。
- (2) いじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図り、事案によつては警察等関係機関と連携して対応する。
- (3) セーフティ教室でメディアの特殊性による危険性やトラブルの実例などを取り上げ、家庭や地域に向けた啓発を図る。また、「下目黒小学校S N S学校ルール」を周知する。

8 いじめ防止等に向けた年間計画

本校として、いじめ防止等に関わる取組として年間計画を定め、保護者会や学校だより等の機会を捉えて説明する。

下目黒小いじめ防止等に向けた年間計画

	児童	教職員	保護者等	留意事項等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・対面式 ・縦割り班活動の組織づくり ・委員会、クラブ活動の組織づくり ・学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の引継 ・基本方針確認 ・S C紹介 ・いじめ対策委員会の年間計画確認 ・保護者や地域への連携協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重を中心に据えた学校づくりを確認する。 ・校長や学級担任から、全校でいじめのない学校生活に向けた講話ををする。 ・万一いじめが発生した時の相談窓口を周知する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携五校交流会 ・5年興津自然宿泊体験教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等問題行動の実態調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・大鳥中学校区の五校が集まり、授業参観や情報交換を行う。 ・S Cと連携し、管理職、生活指導部、学級担任等職員間の密な情報共有を行う。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間（いじめ防止強化月間） ・いじめに関するアンケートの実施① ・S Cによる5年生児童の全員面接 ・i-check の実施 ・たてわり班活動開始 ・あいさつ運動 ・3年遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会実施（いじめに関わる授業の実施について等） ・いじめ発見チェックシート活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・P T A総会 ・土曜学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で人権教育プログラムを活用した人権感覚チェックを実施する。 ・たてわり班活動を通して、どの児童もなかよく異学年交流活動ができるように指導する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・S O Sの出し方に関する授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導全体会（要配慮児童の情報共有） ・S O Sの出し方に関する指導・情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> ・S O Sの出し方に関する授業を通して、味方になってくれる大人・諸機関があることを周知する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの過ごし方 ・6年八ヶ岳自然宿泊体験教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中における生活指導 ・道徳授業地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・道徳授業地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の児童の生活について、家庭や地域に協力を求める。 ・道徳授業の学習指導略案を作成する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・5年興津自然宿泊体験教室 ・小・中連携五校交流会 ・いじめに関するアンケートの実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・五校交流会における情報交換 ・道徳授業地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・道徳授業地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・大鳥中学校区の五校が集まり、授業参観や情報交換を行う。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・4年校外学習 ・1、2年遠足 		<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・大鳥中学校区で連携し、健全育成の取組を進める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間（いじめ防止強化月間） ・いじめに関するアンケートの実施③ ・人権標語やいじめ防止ポスター制作等の啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間にに対する取組 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に向けた事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより（生命の大切さ） ・学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間として、いじめ防止、思いやり等の指導を強化する。 ・アンケートの結果を踏まえ、必要な指導を迅速に行う。 ・子ども会議では、参加学年の報告を受けて、他の学年でもいじめ防止の指導を行う。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権110番 ・冬休みの過ごし方 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議（5年生参加）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中における生活指導 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中における児童の生活について、家庭や地域に協力を求める。特に金銭が絡むトラブルが起きやすい時期なので、そのことについて指導する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携五校交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・五校交流会における情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> ・大鳥中学校区の五校が集まり、授業参観や情報交換を行う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間（いじめ防止強化月間） ・いじめに関するアンケートの実施④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価のまとめ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間として、いじめ防止、思いやり等の指導を強化する。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級目標の振り返り ・進級、進学に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の次年度計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・一年間の成果を振り返り、次年度に向けた意欲をもたせる。
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつの励行 ・たてわり班活動（異学年交流） ・人権尊重を基盤とした言語環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導午後会による情報の共有（毎月） ・いじめ対策委員会（毎月） ・管理職、生活指導部による校内巡回、授業観察 ・学童擁護員等による校内見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成に向けた地域行事の協力 ・地域安全パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめSTOPポスター掲示 ・S Cによる校内巡回（日誌による情報の共有） ・P T A、ランドセル広場、区民センター学童クラブ、住区センター、子ども家庭支援センター等との情報共有や連携強化 ・大鳥中学校区における連携

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月 第28条）

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
 - (ア) 児童が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
 - (オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

(3) 重大事態の調査

いじめ対策委員会を母体として学校サポートチーム（学校サポートー等警察職員、児童相談所児童福祉士、子ども家庭支援センター職員、民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等）を加えるなど公平性・中立性の確保に努めた構成により校長が調査組織を設置し、事実関係を調査する。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、他の児童のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切な方法で情報を提供する。あわせて、教育委員会に報告する。